

4-14 廃棄物等

4-14-1 予測及び評価の結果

1) 工事による影響

(1) 予測結果

工事の実施に伴い発生する廃棄物等と想定される処理・処分方法を表 4-14-1 に示す。

建築工事等による廃棄物のうち、①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③アスファルト・コンクリート、④木材の4品目については、建設リサイクル法に基づく適正な処理・処分を行うことで、廃棄物のリサイクルを推進していく。

以上のように、工事の実施に伴い発生する廃棄物については、再利用可能なものは再利用し、再利用できないものについては、管理型又は安定型の産業廃棄物最終処分場において適正に処理・処分することができるものと考えられる。

表 4-14-1 工事の実施に伴い発生する廃棄物等の予測結果

工種	発生廃棄物の種類	発生量	再利用率	処理・処分方法
掘削工事	発生土	—	—	工事による発生土はない
建築工事等	廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず・がれき類	—	—	コンクリート等については建設リサイクル法に基づき再生利用又は安定型最終処分場での埋立
	紙くず・木くず・繊維くず等	—	—	木くずについては建設リサイクル法に基づき再生利用又は管理型最終処分場での埋立
岡谷市清掃工場の解体工事	コンクリート、アスファルト	約 5,300t	100%	中間処理後再生利用
	ALC、ガラス・タイル、木材廃プラスチック類、レンガ	約 400m ³	100%	中間処理後再生利用
	鉄骨・鉄くず	約 1,000t	—	有価物として売却
	廃石膏ボード	約 30 m ³	—	管理型埋立処分
	特別管理産業廃棄物(アスベスト)	約 5 m ³	—	管理型埋立処分
	残留灰	約 30 m ³	—	管理型埋立処分
	排水処理により発生する余剰汚泥	約 10 t	—	管理型埋立処分
排水処理により発生する余剰水	約 20 t	—	適正処理後排出	

(2) 環境保全措置の内容と経緯

掘削等の工事による影響(建設副産物)を回避又は低減するためには、大別すると①廃棄物の発生抑制、②廃棄物の再利用・再生利用・再資源(熱回収)、③発生廃棄物の適正な処理・処分が考えられる。本事業に伴う環境保全措置の内容は、表 4-14-2 に示すとおりである。

表 4-14-2 環境保全措置(工事による影響)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置による効果
建設発生土の再利用	掘削工事において発生土がある場合には、場内での埋め戻し等として再生利用を図る。	低減
コンクリートくず、金属くず、木くず等の再生利用	コンクリートくず、金属くず、木くず等は、可能な限り資源として再生利用する。	低減
現場での分別排出	発生した廃棄物については、可能な限り現場で分別を行い排出する。	低減

【環境保全措置の種類】

- 回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。
- 最小化：実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。
- 修正：影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。
- 低減：継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。
- 代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

(3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、廃棄物の影響が実行可能な範囲内でできる限り緩和されているかどうかを検討した。

(4) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、表 4-14-2 に示す環境保全対策を実施することから、工事により発生する廃棄物等の影響については、環境への影響の緩和に適合しているものと評価する。

2) 存在・供用による影響

(1) 予測結果

施設の河道に伴い発生する廃棄物等の予測結果は、表 4-14-3 に示すとおりである。

焼却灰・飛灰の再利用については、民間企業によるセメント原料利用などの方法を継続的に検討し、処理システム全体として効率良く、安全で確実な方法を技術的背景や経済動向を踏まえ選択していく計画とする。

最終処分場へは、本事業の焼却施設等から排出される廃棄物を埋立てることとし、新たに最終処分場の建設を検討する。

表 4-14-3 計画施設の稼働に伴い発生する廃棄物等の処理・処分方法

種類	処理残さ量 (t/年)	処理・処分方法
焼却灰処理物	2,511	最終処分場埋立 民間委託によるリサイクル
飛灰処理物	956.1	最終処分場埋立 民間委託によるリサイクル

(2) 環境保全措置の内容と経緯

本事業の実施においては、できる限り環境への影響を緩和させるものとし、表 4-14-4 に示す環境保全措置を講じる。

表 4-14-4 環境保全措置(存在・供用による影響)

環境保全措置	環境保全措置の内容	環境保全措置の種類
ごみ減量化の広報・啓発	広報、啓発による更なるごみの減量化のための活動を市町レベルで行う。	低減
分別による資源の再利用	市町レベルで分別した金属くずは資源回収業者等への売却などにより再利用(リサイクル)を行う。	低減
焼却灰・飛灰の適正処分	焼却灰・飛灰からの重金属の溶出を防止するために混練機で薬剤及び水を均一に混合し薬剤処理し、最終処分場にて埋立・処分する。また、定期的にダイオキシン類及び重金属類の測定を行う。	低減
ごみの発生抑制	施設の運営や管理事務に伴い発生する廃棄物は、極力発生抑制(用紙の両面使用、缶・びん等の分別による資源としての再利用等)に努めるとともに、適正に処理・処分する。	低減

【環境保全措置の種類】

回避：全部又は一部を行わないこと等により、影響を回避する。

最小化：実施規模又は程度を制限すること等により、影響を最小化する。

修正：影響を受けた環境を修復、回復又は復元すること等により、影響を修正する。

低減：継続的な保護又は維持活動を行うこと等により、影響を低減する。

代償：代用的な資源もしくは環境で置き換え、又は提供すること等により、影響を代償する。

(3) 評価方法

評価の方法は、調査及び予測の結果並びに検討した環境保全措置の内容を踏まえ、廃棄物の影響が実行可能な範囲内でできる限り緩和しているかどうかを検討した。

(4) 評価結果

① 環境への影響の緩和に係る評価

事業の実施にあたっては、表 4-14-4 に示す環境保全対策を実施することから、施設の稼働による廃棄物の影響については、環境への影響の緩和に適合するものと評価する。